

担い手農家の 農業機械導入・農地再生活動を補助します！

認定農業者等担い手育成・事業継続対策事業補助金

事業対象者

- ①認定農業者(引き続き認定を受ける意志のあるもの)
- ②認定新規就農者
- ③農事組合法人
- ④集落営農法人又は集落営農組織(規約を有している組織に限る)

事業メニュー

A 農業機械導入等事業

【補助対象】

事業の目的達成のために新規に導入する農業機械(1台当たりの購入経費が50万円以上であり、耐用年数が5年以上のものに限る。)の購入経費又は借上げに係る費用(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。)

【補助金額と補助上限金額】

補助金額	補助対象経費の3分の1
補助上限	事業対象者①は上限 50 万円 事業対象者②～④は上限 100 万円



B 耕作放棄地等再生事業のうち

A 耕作放棄地再生

【補助対象】

新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受け、事業を実施する年度から起算して3年以上継続して耕作するための農地再生活動に係る経費(イ茶園整理に該当する経費を除く。)

【補助金額】

委託施工	1アール当たり3千円
自己施工(重機借上げ有りの場合)	1アール当たり2千円
自己施工(重機借上げ無しの場合)	1アール当たり1千円

【補助上限金額】

上限 20 万円



裏面へ➡

担い手農家の 農業機械導入・農地再生活動を補助します！

B 耕作放棄地等再生事業のうち

イ 茶園整理

【補助対象】

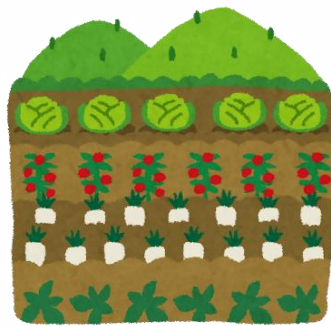
基盤整備地域以外又は基盤整備地域内で当該地域の外周部に位置する農地であって市長が特別に認めた農地で現に茶園である農地の茶を抜根し、抜根の年度から起算して3年以上継続して耕作するための農地再利用活動に係る経費(ただし委託施工に限る。)

【補助金額】

1アール当たり5千円

【補助上限金額】

上限 30 万円



主な事業要件

- ・毎年度3月末までに納品・支払いまでの事業を完了することができるもの。
- ・A 農業機械導入等事業及び B 耕作放棄地等再生事業のうち耕作放棄地再生については、国、県又は市の補助金(この補助金を除く。)の交付を受けることができないもの。

申請方法

予算の関係もあるため、申請を希望される場合は、市農政課農政係までお尋ねください。

※その他の交付要件等に付きましては、事業担当へお尋ねください。

お気軽にお尋ね
ください



お問合せ先

枕崎市農政課農政係
枕崎市千代田町 27 番地
TEL 0993-76-1185